

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の特例貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。

(貸付には審査があります)

○緊急小口資金(特例)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の、少額の費用の貸付

○総合支援資金(特例)

日常生活の維持が困難となった場合の、原則3月以内の生活費用の貸付

※生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

※世帯に対する生活費用の貸付であり、「緊急小口資金」と「総合支援資金」、それぞれ各世帯1回限りの申込みが可能です。

具体的な内容は裏面をご覧ください。

福岡市内にお住まいの方の貸付のご相談は、まずは下記の専用ダイヤルへお電話いただくか、Web(本会ホームページ)上の資料請求フォームにアクセスしていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所はご遠慮ください。ご相談を電話や資料請求フォームで受け付けた後、要件を満たす場合には、借入申込書等を郵送又は電子メールでお送りします。なお、借入申込書等を提出する際は郵送(簡易書留)でお願いいたします。

福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター

①特例貸付専用ダイヤル

092-791-7266

※受付時間は、月～金の9:00～17:00です。(祝日を除く)

※以前ご案内していた専用回線(080から始まるもの)はこちらの番号に転送されます。

※つながりにくい場合は、生活福祉資金受付センター(☎092-791-5708)へおかけください。

②特例貸付資料請求フォーム(Web) ※福岡市社会福祉協議会HP内

<https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/>



※Webからの資料請求だけでは、貸付の申込み手続きは完了いたしませんのでご注意ください。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

10万円以内。ただし、次に該当する場合等で、特に必要と認められる場合は、20万円以内

- ① 世帯員のなかに新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員に小学校等（保育園や幼稚園、障がいのある子については高等学校までの課程等も含む）に通う子がおり、小学校等の臨時休校（休園）や風邪症状などにより、子の世話をすることが必要となった労働者がいるとき
- ⑤ 世帯員のなかに自営業を営んでいる者またはフリーランスの労働者がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

■据置期間

1年以内

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

福岡市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金・生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上世帯）月額20万円以内
 - ・（単身世帯）月額15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

生活保護を受給している世帯の方は対象外となります。

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

福岡市社会福祉協議会

注）お申込みにあたっては、失業状態にあるなど、状況により「福岡市生活自立支援センター」での相談が必要になることがあります。